

第75号（令和3年7月21日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

- △ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財政課】 3

[規則]

- △ 横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局医療援助課】 4
- △ 横浜市保健所長委任規則等の一部を改正する規則【健康福祉局医療安全課】 6
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局環境管理課】 8

[告示]

- △ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】 18
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 19
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】 20
- △ 環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）の一部改正【環境創造局環境管理課】 21
- △ 温室効果ガスの排出の抑制に関する指針の一部改正【環境創造局環境管理課】 22
- △ 土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針の一部改正【環境創造局環境管理課】 23
- △ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】 24
- △ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】 25
- △ 公共下水道の排水施設の方式の変更【環境創造局管路保全課】 27
- △ 横浜市学校給食費の収納事務の委託【教育委員会事務局健康教育・食育課】 28

[公告]

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 29
- △ 同 【経済局商業振興課】 31
- △ 同 【経済局商業振興課】 33
- △ 同 【経済局商業振興課】 35
- △ 同 【経済局商業振興課】 37
- △ 同 【経済局商業振興課】 39
- △ 同 【経済局商業振興課】 41
- △ 配慮市長意見書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 43
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】 44
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】 45
- △ 農用地利用集積計画の策定【環境創造局農政推進課】 46
- △ 公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】 47
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 48
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】 49
- △ 横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧【建築局都市計画課】 50

△ マンション建替組合に係る事業計画の変更の認可【建築局住宅再生課】	51
△ 建築基準法に基づく道路の指定【建築局建築企画課】	52
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	53
△ 同【建築局調整区域課】	54
△ 同【建築局調整区域課】	55
△ 同【建築局調整区域課】	56
△ 同【建築局調整区域課】	57
△ 同【建築局調整区域課】	58
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	59
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	60
△ 同【建築局建築指導課】	61
[達]	
△ 横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程の一部改正【健康福祉局医療安全課】	62
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】	64
△ 同【南区地域振興課】	65
△ 同【旭区地域振興課】	66
△ 同【旭区地域振興課】	67
△ 同【旭区地域振興課】	68
△ 地縁による団体の認可【磯子区地域振興課】	69
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【磯子区地域振興課】	70
[水道局]	
△ 横浜市水道局契約規程の一部を改正する規程【経理課】	72
[交通局]	
△ 公印の新調【総務課】	73
[教育委員会]	
△ 個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき費用の額【教育施設課】	74
[職員共済組合]	
△ 令和2年度横浜市職員共済組合決算【職員共済課】	89

条 例

横浜市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月21日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第39号

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号を次のように改める。

(16) 削除

第2条第66号の2中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同条第66号の4中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同条第67号中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同条第68号中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同条第68号の5中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同条第72号中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同条第74号中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、第2条第16号の改正規定は、同年9月1日から施行する。

規則

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月21日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第47号

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則（平成4年3月横浜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「総所得金額」の次に「（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）」を加え、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母を除く。）については、27万円

第12条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号の2に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。）については、35万円

別表第3中「（昭和40年法律第33号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の規定は、令和2年以後の年の対象者（横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年12月横浜市条例第55号）第3条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ

。) の所得の額の計算方法について適用し、令和元年以前の年の対象者の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

横浜市保健所長委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月21日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第48号

横浜市保健所長委任規則等の一部を改正する規則

(横浜市保健所長委任規則の一部改正)

第1条 横浜市保健所長委任規則(平成19年3月横浜市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第18項第2号中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に、「第17条第4項」を「第17条第8項」に、「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に改め、同項第5号中「第12条」を「第12条第1項及び第4項」に、「第3項」を「第4項」に改め、同項第6号中「第13項」を「第15項」に改め、同項第7号中「第14条第14項」を「第14条第16項」に改め、同項第11号中「第5項」を「第6項」に改め、同項中第30号を第31号とし、同項第29号中「別表第53項第31号」を「別表第53項第32号」に改め、同号を同項第30号とし、同項第28号中「別表第53項第30号」を「別表第53項第31号」に改め、同号を同項第29号とし、同項第27号中「別表第53項第27号から第29号まで」を「別表第53項第28号から第30号まで」に改め、同号を同項第28号とし、同項中第26号を第27号とし、第25号を第26号とし、同項第24号中「第2条」を「第2条の13」に改め、同号を同項第25号とし、同項第23号中「第1条の8」を「第2条の6」に、「別表第53項第26号」を「別表第53項第27号」に改め、同号を同項第24号とし、同項第22号中「第1条の4、第1条の5第1項、第1条の6第1項及び第3項、第1条の7」を「第2条の2、第2条の3第1項、第2条の4第1項及び第3項、第2条の5」に、「別表第53項第21号から第25号まで」を「別表第53項第22号から第26号まで」に改め、同号を同項第23号とし、同項第21号中「別表第53項第20号」を「別表第53項第21号」に改め、同号を同項第22号とし、同項第20号中「別表第53項第19号」を「別表第53項第20号」に改め、同号を同項第21号とし、同項中第19号を第20号とし、同項第18号中「別表第53項第18号」を「別表第53項第19号」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号中「別表第53項第16号及び第17号」を「別表第53項第17号及び第18号」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号の次に次の1号を加える。

(17) 法第72条の2の2及び特例条例別表第53項第16号の規定による措置命令に関すること。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する

る法律施行細則の一部改正)

第2条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成9年4月横浜市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に、「第17条第4項」を「第17条第8項」に、「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に、「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改める。

（横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部改正）

第3条 横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第124条第1項第43号中「第69条第5項」を「第69条第6項」に、「要する」を「関し必要な」に改める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月21日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第49号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第69条」を「一第69条」に、「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第13条第1項第12号中「除去」を「除却」に改める。

第33条第2項第2号ア及びイを次のように改める。

ア 当該排出ガス量が40,000立方メートル以上の排煙発生施設（ウに掲げるものを除く。）においては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を2月に1回以上それぞれ測定すること。ただし、当該排煙発生施設のうち、大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する特定工場等に設置されるばい煙発生施設においては、当該排出ガス量を2月に1回以上及び窒素酸化物の濃度を常時測定すること。

イ 当該排出ガス量が40,000立方メートル未満の排煙発生施設（ウに掲げるものを除く。）においては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を6月に1回以上それぞれ測定すること。

第33条第2項第2号ウ中「ア及びイの規定にかかわらず、」を「大気汚染防止法施行令別表第1の2の項に掲げる」に改め、「うち」の次に「、水蒸気改質方式の改質器であって水素（温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算したものをいう。第4号イ(ウ)において同じ。）の製造能力が毎時1,000立方メートル未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）及び」を加え、「あって」を「おいて」に改める。

第33条第2項第4号ア中「の測定」を削り、「頻度で行う」を「施設の規模に応じ、それぞれ次に定める頻度で測定する」に改め、同号ア(ア)中「施設にあっては、2月に1回以上測定すること。」を「施設2月に1回以上」に改め、同号ア(イ)中「施設にあっては、6月に1回以上測定すること。」を「施設6月に1回以上」に改め、同号イ中「別表第5の2に掲げる施設のうち排煙発生施設」を「排煙発生施設のうち別表第5の2に掲げる施設」に改め、「に該当する施設」及び「の測定」を削り、「次に掲げる頻度で行う」を「、次に掲げる施設の種類又は規模に応じ、それぞれ次に定める頻

度で測定する」に改め、同号イ(ア)中「にあつては、2月に1回以上測定すること。」を「(ウ)に掲げるものを除く。) 2月に1回以上」に改め、同号イ(イ)中「にあつては、6月に1回以上測定すること。」を「(ウ)に掲げるものを除く。) 6月に1回以上」に改め、同号イ(ウ)を次のように改める。

(ウ) 別表第5の2の表の51の項に掲げる施設(ガスを専焼させるものに限る。)、53の項に掲げる施設、54の項に掲げる施設(水蒸気改質方式の改質器であつて水素の製造能力が毎時1,000立方メートル未満のもの(気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。))及び燃料電池用改質器に限る。)、59の3の項に掲げる施設、64の項に掲げる施設、68の項に掲げる施設及び73の項に掲げる施設 5年に1回以上

第34条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
2 条例第28条第1項第1号に規定する規則で定める物質の種類は、別表第11の左欄に掲げるとおりとする。

第36条第1号中「は、」を「が」に改め、「できる」の次に「コンクリート、タイル等の」を加え、「とし、その表面は耐性」を「であり、その表面に地下浸透禁止物質若しくは地下浸透禁止物質を含む水その他の液体の種類若しくは性状により必要に応じて耐薬品性及び不浸透性」に改め、「こと」の次に「又は条例第29条第1項の作業に係る施設の下に地下浸透を防止することができる材質の受皿を設置する等の地下浸透禁止物質の浸透を防止する措置が執られていること」を加え、同条第3号を削る。

第44条第1項中「給油施設」の次に「(蒸気返還方式接続設備以外の設備を設けることにより別表第4の1に定める規制基準に適合するものを除く。)」を加える。

第60条の2第3項中「次の」を「別表第16に定める」に改め、同項各号を削る。

第60条の3中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項第1号を次のように改める。

(1) 土壤汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地における土地の形質の変更

第60条の3第3項第2号中「土地の掘削を伴う」を「前号に掲げる土地以外の土地における」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第70条の3第1項第2号の規則で定める土地の形質の変更は、土壤汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地(ダイオキシン類による土壤汚染のおそれの区分として別表第16に定めるものをいう。以下この条において同じ。)において行う

次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 掘削した土壌を当該土壌の掘削を行った土地が属するダイオキシン類管理対象地から搬出しないもの
- (2) 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更ではないもの
- (3) 土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル未満であるもの

第63条の見出し中「変更許可申請書」を「変更許可」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第75条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 既に許可を受けた揚水施設の数減らす変更
- (2) 地下水の採取予定量を減らす変更
- (3) 揚水機の吐出口の断面積の合計を小さくする変更
- (4) 揚水機を設置する井戸のストレーナーの位置を深くする変更
- (5) 揚水機の原因機の定格出力を下げる変更
- (6) 採取する地下水の用途を条例第73条第1項各号のいずれかに該当する用途とする変更

第67条第1項中「別表第16」を「別表第17」に改める。

第68条の次に次の1条を加える。

(設置の届出を要しない特定小規模施設)

第68条の2 条例第86条第1項に規定する規則で定める特定小規模施設は、前条第1号イに規定するガスエンジンのうちガスヒートポンプの動力に用いるもの(燃料の重油換算燃焼能力が1時間当たり10リットル未満であるものに限る。)とする。

第70条を次のように改める。

(石綿含有建築材料の定義)

第70条 条例第89条第1号に規定する規則で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

- (1) 吹付け石綿
- (2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。)
- (3) 石綿布
- (4) 石綿を含有するセメント建材(成形板に限る。以下「石綿含有セメント建材」という。)
- (5) 石綿を含有する仕上塗材及び下地調整塗材(以下「石綿含有仕上塗材等」という。)

第70条の次に次の2条を加える。

(石綿排出作業の定義)

第70条の2 条例第89条第2号に規定する規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) 吹付け石綿が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
- (2) 石綿含有断熱材等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
- (3) 石綿布が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
- (4) 石綿含有セメント建材が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有セメント建材の使用面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。）
- (5) 石綿含有仕上塗材等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
（開始の届出を要しない石綿排出作業）

第70条の3 条例第92条第1項に規定する規則で定める石綿排出作業は、前条第5号に掲げる石綿排出作業とする。

第71条中「第92条第1項第6号」を「第92条第1項第7号」に改め、同条第2号中「石綿排出作業」の次に「の工程を明示した石綿排出工事」を加え、同条第3号中「石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者」を「石綿排出工事の元請業者又は自主施工者」に改め、同条第6号中「大気中の石綿濃度等の」及び「（以下「石綿濃度等の測定」という。）」を削る。

第71条の2から第71条の7までを削る。

第72条の見出し中「測定」を「測定等」に改め、同条中「石綿濃度等の」を「条例第93条の規定による」に、「行うものとする」を「行わなければならない」に改め、同条第1号中「第70条第1号から第3号まで」を「第70条の2第1号及び第2号」に、「同条第4号」を「同条第3号及び第4号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第93条の規定による測定の結果は、測定の日及び時刻、測定者、測定箇所並びに測定方法を明らかにして記録し、その記録を石綿排出工事が終了した日から3年間保存しておかなければならない。

第72条の2を次のように改める。

（石綿濃度等の測定を要しない石綿排出作業）

第72条の2 条例第93条に規定する規則で定める石綿排出作業は、第70条の2第5号に掲げる石綿排出作業とする。

第72条の3の見出し中「説明」を「報告」に改め、同条中「第94条の2」を「第93条の2」に、「説明」を「報告」に改める。

第72条の4の見出し中「説明の事項」を「報告事項」に改め、同条中「第94条の2」を「第93条の2」に、「第72条の2各号」を「

次」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 石綿排出作業の工程を明示した石綿排出工事の工程表
- (2) 石綿排出作業の一連の作業の状況を示したもの
- (3) 条例第93条の規定による測定のために石綿排出作業を行う場所で試料を採取した際の状況を示したもの
- (4) 石綿排出作業の計画と実際の作業との相違点
- (5) その他市長が必要と認める事項

第7章第2節中第72条の4の次に次の1条を加える。

(石綿排出作業の完了の届出)

第72条の5 条例第94条第5号に規定する規則で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

第82条第1項中「別表第16」を「別表第17」に改める。

第88条第2項第1号中「第2条第2項第6号」を「第2条第2項第7号」に改める。

第91条第1項中「別表第17」を「別表第18」に改める。

別表第1の51の項中「(23)まで」を「(27)まで」に改め、同表の67の項中「の合計」を削る。

別表第4の1の表給油施設の項中「こと」の次に「、凝縮式処理設備若しくは吸着式処理設備を設けること又はこれらと同等以上の効果を有する設備を設けること」を加え、同表の備考中「水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法」の次に「その他適切な方法」を加え、別表第4の2(1)の表の備考2(2)、(3)及び(6)中「水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法」の次に「、規格K 0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格K 0114又は規格K 0123に定める方法により測定する方法」を加える。

別表第17を別表第18とし、別表第16を別表第17とし、別表第15の次に次の1表を加える。

別表第16 (第60条の2第3項)

ダイオキシン類による土壌の汚染状況の調査方法

1 調査対象地の設定

調査対象地は、次に掲げる調査の区分ごとにそれぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第70条の2第2項の規定により行うダイオキシン類管理対象事業所の廃止時の調査 ダイオキシン類管理対象事業所の敷地
- (2) 条例第70条の3第2項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により行うダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更時の調査 土地の形質の変更又は土地の一部の利用方法の変更を行う範囲

2 資料等調査

調査実施者は、調査対象地が属するダイオキシン類管理対象地について、条例第70条第1項の規定による記録その他の資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査により、第60条第2項各号に掲げる事項の把握を行うものとする。

3 土壌汚染のおそれの区分の分類

調査実施者は、2の資料等調査により把握した情報により、調査対象地を次に掲げる区分に分類するものとする。

(1) 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地
次のいずれかに該当する土地をいう。ただし、ダイオキシン類特定施設が設置されていた期間を通じて舗装により覆われていた場合その他の構造上ダイオキシン類の土壌への浸透の可能性が低いと考えられる土地（以下「被覆された土地」という。）を除く。

ア ダイオキシン類特定施設が設置されていた土地及びダイオキシン類特定施設に係る建物が設置されていた土地
イ ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の保管又は処理（埋立てを除く。）をした土地及びこれらの作業に係る施設が設置されていた建物の敷地であった土地

ウ アに係るダイオキシン類特定施設、イに係る施設又はこれらの施設に係る建物の開口部その他のダイオキシン類を含む固体又は液体の飛散又は流出のおそれのある場所から半径5m以内の範囲の土地

エ ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等（架空配管であつて、破損等がなく漏えいのおそれが少ないものを除く。）又は処理施設が設置されていた土地

オ ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある固体又は液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した履歴のある土地

カ ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の搬送経路（以下「搬送経路」という。）及び搬送経路の周辺5m以内の土地（以下これらを「搬送経路等」という。）であつて、搬送経路等のうちダイオキシン類管理対象地外へ搬出する場合の敷地出口から最も近いところに位置する合計100㎡の土地（対象となる土地が100㎡に満たない場合は、対象となる全ての土地）

キ アからカまでに該当する土地の土壌を掘削して移動させた先の土地（条例第70条の3第2項の規定により、土壌の汚染状況の調査を行わずに土壌を掘削し移動させた土地に限る。）

- (2) 土壤汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地
(1)に掲げる土地以外の土地
- 4 試料採取等を行う区画の選定
- (1) 調査実施者は、調査対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点とする。ただし、条例第70条の3第2項の規定により行う調査にあっては、当該調査対象地を含むダイオキシン類管理対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点）とすることができる。以下「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少するときは、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。
- (2) (1)の場合において、調査実施者は、区画された調査対象地（以下「単位区画」という。）であって隣接するものに含まれる土地（被覆された土地を除く。）の面積の合計が130㎡を超えるときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を当該調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20mを超えてはならない。
- (3) 調査実施者は、3(1)に掲げるダイオキシン類による土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画について、試料採取等の対象とする。
- 5 汚染のおそれが生じた場所の位置における試料採取等の実施
- (1) 調査実施者は、4(3)により試料採取等の対象とされた単位区画（以下「試料採取等区画」という。）の土壤について、土壤の採取及び当該土壤に含まれるダイオキシン類の量の測定を行うものとする。
- (2) 土壤の採取は、次の地点ごとに汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ5cmまでの土壤を採取するものとする。ただし、当該場所の位置が、農用地等人為的なくはんが行われている場所である場合は、汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ30cmまでの土壤を採取するものとし、条例第70条の3第2項（同条第7項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定により行うダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更に係る調査にあっては、土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にある土壤については、当該採取の対象から除く

ことができる。

ア イに規定する土地以外の土地に係る試料採取にあつては、試料採取等区画の中心の地点（当該地点が被覆された土地に該当する場合は、それ以外の部分における任意の地点。以下同じ。）及び同地点の周辺4方向に位置し、かつ、同地点から2.5 m以上離れた当該試料採取等区画内にある4地点の合計5地点（試料採取等区画の状況により、試料採取等区画の中心の地点から2.5 m以上離れた場所に被覆された土地以外の土地が存在しない場合又は土地の傾斜が著しい場合その他の理由によりこれらの場所において土壌を採取することが困難であると認められる場合は、調査地点の代表性が確保できる当該試料採取等区画内の5地点とすることができる。）で土壌を採取するものとする。ただし、試料採取等区画内において、被覆された土地以外の土地の面積の合計が80 m²未満である場合にあっては、次の表の左欄に掲げる面積に応じて同表の右欄に掲げる試料採取地点数とすることができる。

試料採取等区画内の面積 (被覆された土地を除く。)	試料採取地点数
60 m ² 以上 80 m ² 未満	4 地点以上
40 m ² 以上 60 m ² 未満	3 地点以上
20 m ² 以上 40 m ² 未満	2 地点以上
20 m ² 未満	1 地点以上

イ 3(1)エに係る土地のうちダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地に係る試料採取にあつては、試料採取等区画のうち、排水管及び排水路の継ぎ目、集水升の付近等汚染のおそれが最も多い1地点で土壌を採取するものとする。

(3) 土壌に含まれるダイオキシン類の量の測定は、(2)により採取した土壌を風乾させた後、ふるい操作を行い、2 mmの目のふるいを通したもの（(2)アにより試料採取等区画内の複数地点で土壌を採取した場合は、2 mmの目のふるいを通した土壌を、それぞれ同じ重量混合したもの）を環境庁告示第68号別表に定める方法により測定することにより行う。

なお、環境庁告示第68号別表備考3に規定する簡易測定方法により測定を行った場合にあっては、測定により得られた値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測

定値に0.5を乗じた値を下限とし、それらの範囲内の値を同表に定める方法により測定した値とみなす。ただし、簡易測定値が500pg-TEQ/gを超えた場合は、さらに当該土壌を同表に定める方法（同表備考3に規定する簡易測定方法を除く。）により測定し、得られた値をもって測定した値とみなす。

6 汚染範囲確定調査の実施

5(3)の測定の結果、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g（以下「調査指標値」という。）以上であることが確認された場合にあっては、次のとおり汚染範囲を確定するための試料採取等を行うものとする。

なお、(1)又は(3)による試料採取等の結果、調査指標値以上の土壌が確認された場合にあっては、さらに汚染範囲を確定するための試料採取等を(1)又は(3)により行うものとする。

(1) 調査指標値以上の土壌が確認された場合（(2)及び(3)の場合を除く。）

当該土壌を採取した単位区画に隣接する単位区画のうち試料採取等が行われていないものについて、5の例により試料採取等を行うこと。

(2) ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等の近傍で調査指標値以上の土壌が確認された場合

3(1)エに係る土地のうちダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地で調査指標値以上（1,000pg-TEQ/gを超える場合を除く。）の土壌が確認された場合は、当該土壌を採取した単位区画内の汚水の移動経路の直下の土壌を露出させ、目視により土壌の状況を確認する方法等により適当な地点を選定し、5(2)イ及び(3)の例により試料採取等を行うこと。

(3) 搬送経路等において調査指標値以上の土壌が確認された場合

3(1)カに係る土地で調査指標値以上の土壌が確認された場合は、搬送経路等であって試料採取等が行われていない土地のうち、搬送経路等のうちダイオキシン類管理対象地外へ搬出する場合の敷地出口から最も近いところに位置する合計100㎡の土地（対象となる土地が100㎡に満たない場合は、対象となる全ての土地）を含む単位区画について、5(2)ア及び(3)の例により試料採取等を行うこと。

7 深度方向調査の実施

(1) 調査実施者は、5又は6により行った調査の結果、ダイオキシン類による土壌汚染に係る基準（第60条の4に定める基準をいう。以下同じ。）に適合しなかった地点があるときは、隣接する全ての単位区画における試料採取等の結果と比べ、高い濃度が検出された地点で試料採取等を行うものとする。

- (2) 試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。
- ア 地表面又は汚染のおそれが生じた場所の位置から、深さ5 cmまで、5 cmから10 cmまで、10 cmから15 cmまで及び15 cmから20 cmまでの各深度で土壌を採取すること。
- イ アにより採取されたそれぞれの土壌について、5 (3)の方法により測定すること。
- (3) (2)アにおける深度15 cmから20 cmまでの土壌の試料採取等の結果、ダイオキシン類による土壌汚染に係る基準を超過している場合にあっては、ダイオキシン類による土壌汚染に係る基準以下になると予想される深度まで適当な間隔をおいて(2)の例により試料採取等を実施すること。

第17号様式の2中「㊟」を削る。

第28号様式中「第63条」を「第63条第1項」に改める。

第29号様式中

「

変更事項	<input type="checkbox"/> 許可申請者の氏名、名称又は住所の変更
	<input type="checkbox"/> 法人代表者の氏名の変更
	<input type="checkbox"/> その他 ()

」

を
「

変更事項	<input type="checkbox"/> 許可申請者の氏名、名称又は住所の変更
	<input type="checkbox"/> 法人代表者の氏名の変更
	<input type="checkbox"/> 条例第75条第1項ただし書に規定する変更
	<input type="checkbox"/> その他 ()

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第88条第2項第1号及び第17号様式の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第60条の3第4項の規定は、この規則の施行の日以後に横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）第70条の3第1項の規定による届出をした者について適用する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 451 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 3 年 4 月 1 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 3 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	あーす 保 育 園 鶴 見 中 央
設 置 者	株 式 会 社 ア ピ カ ル
代 表 者	代 表 取 締 役 濱 元 篤 子
施 設 長	鈴 木 潤 香
規 模 （ 延 床 面 積 ）	322.32 m ²
定 員	51 人
所 在 地	鶴 見 区 鶴 見 中 央 三 丁 目 3 番 14 号

横 浜 市 告 示 第 452 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 3 年 4 月 1 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 3 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	ス タ ー チ ャ イ ル ド 《 生 麦 ナ ー サ リ ー 》
設 置 者	ヒ ュ ー マ ン ス タ ー チ ャ イ ル ド 株 式 会 社
代 表 者	代 表 取 締 役 川 下 裕 左
施 設 長	原 田 佐 知 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	420.41 m ²
定 員	60 人
所 在 地	鶴 見 区 生 麦 一 丁 目 7 番 1 号

横 浜 市 告 示 第 453 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生
 医 療) の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生 医 療) か ら 、 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
令 和 3 年 3 月 22 日	駿 和 会 い な げ 矯 正 歯 科 医 院	(新) 青 葉 区 青 葉 台 二 丁 目 3 番 地 の 10	矯 正 歯 科
		(旧) 青 葉 区 青 葉 台 二 丁 目 10 番 地 の 15	

横浜市告示第454号

環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）の一部改正

環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）（平成15年3月横浜市告示第89号）の一部を次のように改正し、令和3年10月1日から施行する。

令和3年7月21日

横浜市長 林 文子

10を11とし、6から9までを1ずつ繰り下げ、5の次に次のように加える。

6 プラスチックの流出防止

公共用水域にプラスチックが流出することによる汚染を防止するため、樹脂ペレットを使用等する場合にあっては、次により環境中に樹脂ペレットが漏出することのないようにすること。

(1) 管理体制の整備

樹脂ペレットの取扱いに関する作業管理マニュアルを策定し、その内容に基づき従業員等に対し教育を行うとともに、マニュアルの周知徹底を図ること。

(2) こぼれ対策及び清掃等の徹底

作業に伴い樹脂ペレットがこぼれることのないよう、使い残した樹脂ペレットを保管する際には容器又は包装の口を塞ぐ等、注意して作業を行うこと。また、樹脂ペレットがこぼれた場合には、速やかに清掃及び捕集を行い、樹脂ペレットを回収すること。

(3) 委託処理時の対応

外部事業者に処理を委託する場合には、袋の破損等により樹脂ペレットが漏出することのないよう、適切な取扱方法について取決めを行うこと。

(4) 捕集設備の設置

こぼれた樹脂ペレットが外部に漏出するおそれのある排出溝及びピットには、網状のスクリーン等の適切な捕集設備を設けること。

横 浜 市 告 示 第 455 号

温 室 効 果 ガ ス の 排 出 の 抑 制 に 関 す る 指 針 の 一 部 改 正

温 室 効 果 ガ ス の 排 出 の 抑 制 に 関 す る 指 針 (平 成 22 年 3 月 横 浜 市 告 示 第 110 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 令 和 3 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

5 (2) 及 び 6 (4) 中 「 別 紙 に 規 定 す る 」 を 削 る 。

8 (3) イ (ア) f 中 「 上 記 d 」 を 「 上 記 e 」 に 改 め る 。

別 表 1 備 考 中 「 一 般 電 気 事 業 者 」 を 「 一 般 送 配 電 事 業 者 」 に 改 め る 。

横 浜 市 告 示 第 456 号

土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針の一部
改正

土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針（平成24年9月
横浜市告示第526号）の一部を次のように改正し、令和3年10月1
日から施行する。

令和3年7月21日

横 浜 市 長 林 文 子

1 (1) ア 中「条例第68条第1項に規定する要措置区域等及び」を「
条例第66条第1項に規定する要措置区域、条例第67条第1項に規定
する形質変更時要届出区域及び条例第68条第1項に規定する」に改
める。

横浜市告示第 457 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和3年7月21日

横浜市長 林 文 子

排水施設の様式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始年月日
合流式	南区別所五丁目、堀ノ内町、南太田二丁目、南太田三丁目及び六ツ川二丁目の各一部	令和3年7月21日
分流式	神奈川区三枚町の一部 旭区都岡町、中希望が丘及び中白根二丁目の各一部 磯子区杉田八丁目の一部 金沢区幸浦一丁目及び並木三丁目の各一部 港北区岸根町、小机町及び日吉本町一丁目の各一部 都筑区池辺町、荏田南町、勝田町及び川和町の各一部 戸塚区汲沢一丁目、戸塚町及び前田町の各一部 瀬谷区阿久和東三丁目及び本郷三丁目の各一部	

横浜市告示第 458 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和3年7月21日

横浜市長 林 文 子

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市環境創造局北部第一水再生センター	鶴見区元宮二丁目6番1号	港北区日吉本町一丁目の一部	令和3年7月21日
横浜市環境創造局南部水再生センター	磯子区新磯子町39番地	南区别所五丁目、堀ノ内町、南太田二丁目、南太田三丁目及び六ツ川二丁目の各一部	
横浜市環境創造局金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目17番地	磯子区杉田八丁目の一部 金沢区幸浦一丁目及び並木三丁目の各一部	
横浜市環境創造局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目40番1号	神奈川区三枚町の一部 港北区岸根町及び小机町の各一部 都筑区池辺町、荏田南町及び勝田町の各一部	
横浜市環境創造局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町25番地	旭区都岡町、中希望が丘及び中白根二丁目の各一部 都筑区川和町の一部	
横浜市環境創造局西部水再生センター	戸塚区東俣野町231番地	戸塚区汲沢一丁目の一部 瀬谷区本郷三丁目の一部	
横浜市環境創造局栄第一水再生センター	栄区小菅ヶ谷二丁目5番1号	戸塚区戸塚町の一部	
横浜市環境創造局栄第	栄区長沼町82番地	戸塚区前田町の一部 瀬谷区阿久和東三丁目	

二水再生セ ンター		の一部	
--------------	--	-----	--

横 浜 市 告 示 第 459 号

公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 の 変 更

港 北 区 大 曾 根 台 の 一 部 に お け る 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 を 、
合 流 式 か ら 分 流 式 に 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 下 水 を 公 共 下 水 道 に 流 入 さ せ な け れ ば な ら ぬ
区 域 を 所 管 す る 土 木 事 務 所 に お い て 、 告 示 の 日 か ら 一 般 の 縦 覧 に 供
す る 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

横浜市告示第 460 号

横浜市学校給食費の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、横浜市学校給食費の収納事務を次のとおり委託した。

令和3年7月21日

横浜市長 林 文子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
三菱UFJニコス 株式会社 代表取締役社長 石塚 啓	東京都文京区本郷 3丁目33番5号	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

公 告

横 浜 市 公 告 第 440 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年7月21日

横 浜 市 長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルミファーガ1・2

鶴見区豊岡町2番1号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 梅 田 圭

東京都中央区八重洲1丁目2番1号

ほか43者

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 飯 盛 徹 夫 東京都中央区八重洲 1丁目2番1号 ほか44者	みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅 田 圭 東京都中央区八重洲 1丁目2番1号 ほか43者
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代	合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベ ール・ジェイ・デス クリー・ドゥ・マレ	合同会社西友 職務執行者 大久保 恒 夫 東京都北区赤羽2丁 目1番1号

表者の氏名	ドスー 東京都北区赤羽2丁目1番1号 ほか25者	ほか22者
-------	--------------------------------	-------

(4) 変更の年月日

令和2年4月1日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令和3年6月29日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 441 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年7月21日

横 浜 市 長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友鶴ヶ峰店

旭区鶴ヶ峰二丁目22番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

合同会社西友

職務執行者 大久保 恒 夫

東京都北区赤羽2丁目1番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽2丁目1番1号	合同会社西友 職務執行者 大久保 恒 夫 東京都北区赤羽2丁目1番1号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽2丁目1番1号	合同会社西友 職務執行者 大久保 恒 夫 東京都北区赤羽2丁目1番1号 ほか1者

	ほか 1 者	
--	--------	--

(4) 変更の年月日
令和3年3月1日

(5) 変更した理由
設置者の代表者及び小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日
令和3年6月29日

3 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 442 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年7月21日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

第2宮沢ビル

旭区二俣川2丁目52番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

内 田 俊 彦

旭区本村町9番地

ほか2者

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽2丁目1番1号 ほか8者	合同会社西友 職務執行者 大久保 恒 夫 東京都北区赤羽2丁目1番1号 ほか7者

(4) 変更の年月日

令和3年3月1日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更及び退店のため

2 届出年月日

令和3年6月29日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 443 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年7月21日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

市浜ビル

青葉区市ケ尾町 1,055 番地の5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

森 清 一

青葉区市ケ尾町 431 番地

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽2丁目1番1号 ほか1者	合同会社西友 職務執行者 大久保 恒 夫 東京都北区赤羽2丁目1番1号 ほか1者

(4) 変更の年月日

令和3年3月1日

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和3年6月29日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第 444 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年7月21日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友阿久和店

瀬谷区阿久和西一丁目25番地の1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

合同会社西友

職務執行者 大久保 恒 夫

東京都北区赤羽2丁目1番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽2丁目1番1号	合同会社西友 職務執行者 大久保 恒 夫 東京都北区赤羽2丁目1番1号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽2丁目1番1号	合同会社西友 職務執行者 大久保 恒 夫 東京都北区赤羽2丁目1番1号 ほか1者

	ほか 1 者	
--	--------	--

(4) 変更の年月日
令和3年3月1日

(5) 変更した理由
設置者の代表者及び小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日
令和3年6月29日

3 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 445 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年7月21日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ノースポート・モール
都筑区中川中央一丁目25番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社
代表取締役 池谷 幹 男
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ヴィクトリア 代表取締役 藤澤 剛 東京都千代田区神田 小川町3丁目4番地の2 ほか55者	株式会社アルペン 代表取締役 水野 敦之 名古屋市中区丸の内 2丁目9番40号 ほか58者

(4) 変更の年月日

令和2年12月15日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の出退店のためほか

2 届出年月日

令和3年6月30日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第 446 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年7月21日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

オリンピック大倉山店
港北区大豆戸町 114 番地の 1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社栄商事
代表取締役 吉 田 秀 雄
港北区大豆戸町 165 番地
ほか

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	4,112 m ²	2,111 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前）記載のとおり 収容台数 165 台	位置 届出書の添付 図面（変更後）記載のとおり 収容台数 84 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前）記載のとおり 収容台数 66 台	位置 届出書の添付 図面（変更後）記載のとおり 収容台数 32 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付 図面（変更前	位置 届出書の添付 図面（変更後

	面積 181 m ²	面積 23 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 容量 39 m ³	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 容量 18 m ³
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	出入口の数 入口 2箇所 出口 2箇所 位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり	出入口の数 入口 1箇所 出口 1箇所 位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日
令和4年3月20日

(5) 変更する理由
計画変更のため

2 届出年月日
令和3年7月2日

3 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 447 号

配 慮 市 長 意 見 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 横 浜 市 中 区 海 岸 通 計 画 に 係 る 配 慮 市 長 意 見 書 を 作 成 し た の で 、 条 例 第 11 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 配 慮 市 長 意 見 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 計 画 段 階 事 業 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地
日 本 郵 船 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 長 澤 仁 志
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 2 丁 目 3 番 2 号
三 菱 地 所 株 式 会 社
執 行 役 社 長 吉 田 淳 一
東 京 都 千 代 田 区 大 手 町 1 丁 目 1 番 1 号
- 2 事 業 の 名 称
（ 仮 称 ） 横 浜 市 中 区 海 岸 通 計 画
- 3 事 業 を 実 施 し よ う と す る 区 域
中 区 海 岸 通 3 丁 目 9 番
- 4 縦 覧 場 所
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課
中 区 日 本 大 通 35 番 地
横 浜 市 中 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
- 5 縦 覧 期 間
令 和 3 年 7 月 21 日 か ら 令 和 3 年 8 月 4 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 448 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き 、 土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成
22 年 8 月 横 浜 市 公 告 第 557 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 元 宮 一 丁 目 640 番 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
シ ア ン 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 449 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 58 号 ） 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
栄 区 田 谷 町 字 亀 ノ 甲 山 39 番 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 450 号

農 用 地 利 用 集 積 計 画 の 策 定

農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 （ 昭 和 55 年 法 律 第 65 号 ） 第 18 条 第 1 項 の
規 定 に 基 づ き 農 用 地 利 用 集 積 計 画 を 定 め た の で 、 当 該 農 用 地 利 用 集
積 計 画 を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 縦 覧 場 所

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号

横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所

戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17

横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

2 縦 覧 期 間

令 和 3 年 7 月 21 日 か ら 当 該 農 用 地 利 用 集 積 計 画 に 定 め ら れ た 利
用 権 存 続 期 間 又 は 残 存 期 間 満 了 の 日 ま で 備 え 置 く こ と と す る 。

3 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

横浜市公告第 451 号

公園の設置

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公園を設置する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月21日

横浜市長 林 文子

公園の名称	位置	区域	面積	主な公園施設	供用開始の期日
小柴自然公園	金沢区長浜 116番の2	別図のとおり	15,724 m ²	広場、複合遊具、ベンチ、便所	令和3年 7月30日

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 452 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 3 年 6 月 1 日	30382	株 式 会 社 永 重 興 業	永 重 祐 一 郎	(新) 緑 区 鴨 居 町 2,57 3 番 地 の 6
				(旧) 緑 区 鴨 居 七 丁 目 1 番 22 号

横 浜 市 公 告 第 453 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
11377	四 季 造 園 株 式 会 社	港 南 区 東 永 谷 三 丁 目 46 番 8 号	令 和 2 年 4 月 30 日

横 浜 市 公 告 第 454 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 原 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 案 を 作 成 す る の で 、 横 浜 市 地 区 計 画 等 の 案 の 作 成 手 続 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 57 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 40 号 ） 第 2 条 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 原 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 原 案 に つ い て 意 見 が あ る 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 開 始 の 日 か ら 起 算 し て 3 週 間 を 経 過 す る 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 種 類
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画
- 2 名 称
東 高 島 駅 北 地 区 地 区 計 画
- 3 位 置
神 奈 川 区 神 奈 川 一 丁 目 、 神 奈 川 二 丁 目 、 千 若 町 及 び 星 野 町 地 内
- 4 縦 覧 期 間
令 和 3 年 7 月 21 日 か ら 令 和 3 年 8 月 4 日 ま で
- 5 縦 覧 場 所
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課
- 6 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 期 間
令 和 3 年 7 月 21 日 か ら 令 和 3 年 8 月 4 日 ま で
- 7 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 場 所
神 奈 川 区 広 台 太 田 町 3 番 地 の 8
横 浜 市 神 奈 川 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

横 浜 市 公 告 第 455 号

マンション建替組合に係る事業計画の変更の認可
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、パークシティLaLa横浜マンション建替組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年7月21日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 組合の名称
パークシティLaLa横浜マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
パークシティLaLa横浜
 - (2) 敷地の区域
都筑区池辺町字藪前 4,035 番の13
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
都筑区池辺町字藪前 4,035 番の13
- 4 事業施行期間
平成28年12月5日から令和4年6月30日まで
- 5 事務所の所在地
都筑区佐江戸町 653 番地
- 6 設立認可の年月日
平成28年12月5日
- 7 変更の認可の年月日
令和3年7月21日

横浜市公告第 456 号

建築基準法に基づく道路の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づく道路を、次のとおり指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月21日

横浜市長 林 文 子

道路の番号 及び路線名	指定年月 日	道路の 幅員	道路の 延長	指定の場所		備考
				起点	終点	
二ツ橋北部 三ツ境下草 柳線等沿道 地区第1期 地区土地 画整理事業 区画道路	令和3年 7月21日	m 4.5 ~ 5.5	m 約 165	瀬谷区 二ツ橋 町	瀬谷区 二ツ橋 町	—

横 浜 市 公 告 第 457 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 4 月 7 日 第 31 開 1412 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 3 丁 目 7 番 1 号
東 京 セ キ ス イ ハ イ ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 吉 田 匡 秀
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 北 新 26 番 の 22 、 26 番 の 24 の 一 部 、 26 番 の 46 の 一 部 、 26 番
の 66 か ら 26 番 の 76 ま で 、 26 番 の 79 、 26 番 の 81 、 26 番 の 83 か ら 26 番
の 85 ま で 、 26 番 の 87 、 26 番 の 89 、 26 番 の 91 及 び 26 番 の 92

横 浜 市 公 告 第 458 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 4 月 30 日 第 2020 開 1302 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 矢 部 町 1 番 地 の 29
株 式 会 社 横 浜 建 物
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 上 柏 尾 町 261 番 の 7 の 一 部 、 261 番 の 24 の 一 部 、 261 番
の 25 の 一 部 、 261 番 の 26 か ら 261 番 の 29 ま で 、 277 番 の 11 、 277
番 の 21 、 277 番 の 36 、 277 番 の 37 、 278 番 の 4 、 278 番 の 8 、 27
8 番 の 9 、 279 番 、 280 番 の 1 か ら 280 番 の 5 ま で 、 583 番 の 58
、 583 番 の 59 、 583 番 の 68 及 び 583 番 の 69

横 浜 市 公 告 第 459 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
 の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
 令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 令 和 3 年 1 月 18 日 第 2020 開 813 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 西 区 高 島 一 丁 目 1 番 2 号
 三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル 株 式 会 社
 執 行 役 員 横 浜 支 店 長 岡 本 達 哉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 旭 区 さ ち が 丘 23 番 の 18 、 23 番 の 30 及 び 23 番 の 31

横 浜 市 公 告 第 460 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 2 月 19 日 第 2020 開 1316 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 14 番 地 の 30
株 式 会 社 イ ン タ ー プ ラ ン
代 表 取 締 役 佐 々 木 博 生
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 上 矢 部 町 2,305 番 の 1 及 び 2,305 番 の 3 から 2,305 番 の
23 ま で

横 浜 市 公 告 第 461 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 3 月 26 日 第 2020 開 1616 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 上 飯 田 町 2,793 番 地
持 田 薫 秀
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 上 飯 田 町 2,765 番 の 2 及 び 2,767 番 の 2 の 各 一 部 、 2,768
番 、 2,769 番 の 2 の 一 部 、 2,769 番 の 3 の 一 部 、 2,769 番 の 4 の
一 部 、 2,789 番 の 4 、 2,790 番 の 1 、 2,791 番 の 4 並 び に 2,792
番 の 1 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 462 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 4 月 12 日 第 2021 開 1101 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 栄 町 5 番 地 の 1
株 式 会 社 レ イ ナ ハ ウ ス
代 表 取 締 役 松 本 茂 人
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 日 吉 六 丁 目 2,159 番 の 1 か ら 2,159 番 の 3 ま で

横 浜 市 公 告 第 463 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 13 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 7 月 12 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
35.96 m
- 5 指 定 の 場 所
戸 塚 区 柏 尾 町 899 番 の 2 の 一 部 、 899 番 の 6 、 900 番 の 1 、 900 番 の 2 及 び 1,475 番 の 53 の 一 部
- 6 申 請 者 の 氏 名
有 限 会 社 ス カ イ ハ ウ ジ ン グ
代 表 取 締 役 大 森 春 美

横 浜 市 公 告 第 464 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 40 ・ 30 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 7 月 7 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
40.60 m
- 5 廃 止 の 場 所
旭 区 白 根 四 丁 目 426 番 の 22 地 先 から 429 番 の 11 地 先 まで

横 浜 市 公 告 第 465 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 45 ・ 3 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 7 月 12 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
203.46 m
- 5 廃 止 の 場 所
金 沢 区 片 吹 110 番 の 34 地 先 か ら 110 番 の 232 地 先 ま で

達

達 第 24 号

庁 中 一 般

横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程（平成19年3月達第13号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月21日

横浜市長 林 文 子

別表2中、生活衛生課の部、センター長専決事項の欄医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務の項第17号中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に、「第17条第4項」を「第17条第8項」に、「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に改め、同欄同項第18号中「第12条」を「第12条第1項及び第4項」に、「第3項」を「第4項」に改め、同欄同項第19号中「第13項」を「第15項」に改め、同欄同項第20号中「第5項」を「第6項」に改め、同欄同項第25号の次に次の1号を加える。

(25)の2 法第72条の2の2及び特例条例別表第53項第16号の規定による措置命令に関すること。

同欄同項第26号中「別表第53項第16号及び第17号」を「別表第53項第17号及び第18号」に改め、同欄同項第27号中「別表第53項第18号」を「別表第53項第19号」に改め、同欄同項第29号中「別表第53項第19号」を「別表第53項第20号」に改め、同欄同項第30号中「別表第53項第20号」を「別表第53項第21号」に改める。

同部、課長専決事項の欄医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務の項第24号中「第14条第14項」を「第14条第16項」に改め、同欄同項第28号中「第1条の4、第1条の5第1項、第1条の6第1項及び第3項、第1条の7」を「第2条の2、第2条の3第1項、第2条の4第1項及び第3項、第2条の5」に、「別表第53項第21号から第25号まで」を「別表第53項第22号から第26号まで」に改め、同欄同項第29号中「第1条の8」を「第2条の6」に、「別表第53項第26号」を「別表第53項第27号」に改め、同欄同項第30号中「第2条」を「第2条の13」に改め、同欄同項第32号中「別表第53項第27号から第29号まで」を「別表第53項第28号から第30号まで」に改め、同欄同項第32号の3中「別表第53項第30号」を「別表第53項第31号」に改め、同号を第32号の2とし、同欄同項第32号の3中「別表第53項第31号」を「別表第53項第32号」に改める。

附 則

この達は、令和3年8月1日から施行する。

区 告 示

金 沢 区 告 示 第 15 号 （ 令 和 3 年 7 月 7 日 掲 示 済 ）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 白 山 道 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 7 月 7 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	宮 島 馨 金 沢 区 釜 利 谷 南 二 丁 目 47 番 15 号	今 野 文 夫 金 沢 区 釜 利 谷 南 二 丁 目 30 番 3 号

南区告示第10号（令和3年7月9日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、南太田四丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年7月9日

横浜市南区長 松山弘子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	羽鳥浩行 南区南太田四丁目5 番8号	永岡市郎 南区南太田四丁目25 番1号

旭区告示第17号（令和3年7月12日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、善部西自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年7月12日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中 田 正 毅 旭区善部町50番地の 15	清 永 丈 太 旭区善部町46番地の 18

旭区告示第18号（令和3年7月12日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、善部西自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年7月12日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	清 永 丈 太 旭区善部町46番地の 18	高 橋 雅 子 旭区善部町50番地の 37

旭区告示第19号（令和3年7月12日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、善部西自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年7月12日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	高 橋 雅 子 旭区善部町50番地の 37	堀 池 成 一 郎 旭区善部町50番地の 43

磯子区告示第25号

地縁による団体の認可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

令和3年7月21日

横浜市磯子区長 猪俣宏幸

1 名称

岡村西部第一自治会

2 規約に定める目的

構成員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

3 区域

磯子区岡村三丁目24番8号及び岡村四丁目全域

4 主たる事務所

磯子区岡村六丁目3番16号

5 代表者の氏名及び住所

宮澤章

磯子区岡村四丁目21番22号

6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 認可年月日

令和3年7月21日

磯子区告示第26号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、杉の子会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年7月21日

横浜市磯子区長 猪俣 宏 幸

変更した事項	変更前	変更後
区域	磯子区中原四丁目5番1号から5番24号まで、6番1号から6番26号まで、7番1号から7番23号まで、8番3号から8番16号まで、9番3号から9番22号まで、10番11号から10番23号まで、11番4号から11番27号まで、12番7号から12番27号まで、13番2号から13番45号まで、14番3号から14番21号まで、15番2号から15番23号まで、16番1号から16番37号まで、17番1号から17番21号まで、18番2号から18番18号まで、19番1号から19番26号まで、20番2号から20番25号まで、21番9号から21番19号から21番26号まで及び22番26号から22番40号まで、杉田二丁目7番29号、8番2号から8番8号まで、9番3号から9番17号まで、10番15号から10番36号まで、11番2号から11番30号まで、12番1号から12番25号まで及び13番30号から	磯子区中原四丁目5番1号から5番24号まで、6番1号から6番26号まで、7番1号から7番23号まで、8番3号から8番16号まで、9番3号から9番22号まで、10番11号から10番23号まで、11番4号から11番27号まで、12番7号から12番27号まで、13番2号から13番45号まで、14番3号から14番21号まで、15番2号から15番23号まで、16番1号から16番37号まで、17番1号から17番21号まで、18番2号から18番18号まで、19番1号から19番26号まで、20番2号から20番25号まで、21番3号から21番4号まで、21番7号、21番9号、21番19号から21番26号まで、22番14号、22番16号、22番17号、22番20号、22番21号及び22番26号から22番40号まで、杉田二丁目7番29号、8番2号から8番8号まで、9番3号から9番17号まで、10番15

<p>13番34号まで並びに栗木一丁目7番11号から7番17号まで、8番2号から8番16号まで、9番1号から9番29号まで、10番1号から10番27号まで、11番8号から11番19号まで、12番1号から12番22号まで及び12番43号から12番53号までの区域</p>	<p>号から10番36号まで、11番2号から11番30号まで、12番1号から12番25号まで及び13番30号から13番34号まで並びに栗木一丁目7番11号から7番17号まで、8番2号から8番16号まで、9番1号から9番29号まで、10番1号から10番27号まで、11番8号から11番19号まで、12番1号から12番22号まで及び12番43号から12番53号までの区域</p>
--	---

水 道 局

横浜市水道局契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和3年7月7日

横浜市水道事業管理者
水道局長 大久保 智 子

水道局規程第11号（令和3年7月7日揭示済）

横浜市水道局契約規程の一部を改正する規程

横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）の一部
を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

（契約保証金等の例外）

第3条 前条の規定で準用する契約規則第36条第1項前段の規定にかかわらず、契約期間が10年以上の請負工事契約案件で、水道事業管理者が特に必要と認める場合には、契約保証金等の額を別に定めることができる。

2 前項の規定に基づき、契約保証金等の額を別に定めた場合には、契約規則第36条第3項に規定する保証事業会社若しくは契約規則第36条第3項の規定で準用する契約規則第10条第2号に規定する金融機関の保証又は契約規則第37条第1項第1号に規定する履行保証保険契約若しくは同項第2号に規定する工事履行保証契約の更新等について定めることができる。

（違約金の例外）

第4条 第2条の規定で準用する契約規則第49条第1項の規定にかかわらず、契約期間が10年以上の請負工事契約案件で、水道事業管理者が特に必要と認める場合には、違約金の算出方法を別に定めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の横浜市水道局契約規程の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程による改正後の横浜市水道局契約規程の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

交 通 局

交 通 局 告 示 第 14 号

公 印 の 新 調

次 の と お り 公 印 を 新 調 す る 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者

交 通 局 長 三 村 庄 一

公 印 の 名 称	使 用 開 始 年 月 日	印 影
横 浜 市 交 通 局 金 銭 分 任 企 業 出 納 員 印 (自 動 車 本 部 車 両 課 長 専 用)	令 和 3 年 8 月 1 日	 <p>(方 21 ミ リ メ ー ト ル)</p>

教育委員会

横浜市教育委員会告示第17号

個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために
納付すべき費用の額

個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき
費用の額を次のとおり公表する。

個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき
費用の額（令和元年6月横浜市教育委員会告示第4号）は、廃止
する。

令和3年7月21日

横浜市教育委員会
教育長 鯉 淵 信 也

1 個人演説会等施設の設備の程度

(1) 設備をする場所

（鶴見区）

施設の名称	設備をする場所	面積（㎡）
末吉小学校	図書館	130
市場小学校	体育館	860
潮田小学校	体育館 M ルーム	68
東台小学校	図工室	95
旭小学校	体育館	484
獅子ヶ谷小学校	体育館	559
馬場小学校	体育館	562
生麦小学校	体育館	555
豊岡小学校	図工室	122
下野谷小学校	体育館	1,294
入船小学校	体育館	785
鶴見小学校	体育館	561
平安小学校	体育館	787
岸谷小学校	体育館	579
矢向小学校	体育館	520
上末吉小学校	体育館	476
駒岡小学校	体育館	586
下末吉小学校	体育館	588
寺尾小学校	体育館	598
汐入小学校	体育館	778
上寺尾小学校	図書室	144

新鶴見小学校	体育館	672
潮田中学校	音楽室	95
末吉中学校	体育館	860
鶴見中学校	格技場	240
寺尾中学校	体育館	900
生麦中学校	体育館	964
寛政中学校	体育館 M ルーム	48
矢向中学校	体育館	810
上の宮中学校	体育館	733
東高等学校	食堂	255
横浜サイエンスフロンティア高等学校・横浜サイエンスフロンティア附属中学校	カフェテリア	450

(注) 市場中学校は使用できない。

(神奈川県)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
青木小学校	体育館	1,045
神奈川小学校	体育館	628
子安小学校	体育館	1,204
神橋小学校	体育館	582
二谷小学校	体育館	812
浦島小学校	体育館	614
菅田の丘小学校	体育館	598
幸ヶ谷小学校	多目的室	122
三ツ沢小学校	体育館	776
白幡小学校	体育館	558
斎藤分小学校	体育館	595
西寺尾小学校	体育館	618
西寺尾第二小学校	体育館	1,019
神大寺小学校	体育館	1,194
中丸小学校	体育館	586
大口台小学校	体育館	778
南神大寺小学校	体育館	559
浦島丘中学校	多目的ホール	79
栗田谷中学校	格技場	246
六角橋中学校	図書室	172
神奈川中学校	視聴覚室	96
松本中学校	体育館	781
錦台中学校	体育館	832

菅田中学校	図書室	129
盲特別支援学校	体育館	759

(注) 羽沢小学校は使用できない。

(西区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
戸部小学校	体育館	559
東小学校	体育館	571
宮谷小学校	体育館	1,041
一本松小学校	体育館	996
西前小学校	体育館	1,018
稲荷台小学校	体育館	672
浅間台小学校	体育館	778
みなとみらい本町小学校	体育館	761
老松中学校	体育館	743
西中学校	体育館	873
軽井沢中学校	体育館	1,155

(注) 平沼小学校・岡野中学校は使用できない。

(中区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
北方小学校	体育館	836
元街小学校	図書室	130
本町小学校	体育館	655
立野小学校	体育館	690
山元小学校	体育館	931
間門小学校	会議室	175
本牧南小学校	体育館	683
本牧小学校	体育館	1,003
港中学校	体育館	1,023
横浜吉田中学校	体育館	813
大鳥中学校	体育館	1,838
仲尾台中学校	格技場	303
本牧中学校	体育館	1,090
みなと総合高等学校	食堂	403

(注) 大鳥小学校は使用できない。

(南区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
石川小学校	体育館	788
大岡小学校	体育館	562
太田小学校	体育館	774

南吉田小学校	体育館	566
日枝小学校	体育館	612
藤の木小学校	図書室	40
南太田小学校	体育館	799
井土ヶ谷小学校	体育館	795
永田小学校	体育館	494
中村小学校	体育館	776
南小学校	体育館	476
永田台小学校	体育館	586
六つ川小学校	体育館	1,185
別所小学校	体育館	558
六つ川西小学校	体育館	559
共進中学校	体育館	848
蒔田中学校	体育館	657
永田中学校	体育館	745
南中学校	体育館	660
南が丘中学校	体育館	676
六ツ川中学校	体育館	747
藤の木中学校	体育館	752
横浜商業高等学校	食堂	400
横浜総合高等学校	視聴覚室	142

(注) 蒔田小学校・六ツ川台小学校・平楽中学校・中村特別支援学校・浦舟特別支援学校は使用できない。

(港南区)

施設の名 称	設備をする場所	面積 (m ²)
日野小学校	体育館	473
吉原小学校	体育館	475
永野小学校	家庭科室	129
芹が谷小学校	視聴覚室	80
日下小学校	体育館	494
下永谷小学校	家庭科室	70
南台小学校	体育館	946
上大岡小学校	体育館	558
芹が谷南小学校	体育館	480
日限山小学校	体育館	545
港南台第一小学校	体育館	590
港南台第二小学校	体育館	615
港南台第三小学校	体育館	559
日野南小学校	体育館	693

下野庭小学校	体育館	652
永谷小学校	図書室	128
丸山台小学校	体育館	555
野庭すずかけ小学校	体育館	563
小坪小学校	体育館	789
桜岡小学校	体育館	561
港南中学校	体育館	798
上永谷中学校	音楽室	64
笹下中学校	体育館	762
港南台第一中学校	体育館 M ルーム	63
芹が谷中学校	被服室	126
日限山中中学校	体育館	733
日野南中学校	体育館	733
丸山台中中学校	体育館	779
東永谷中学校	体育館	1,170
南高等学校・南高等学校附属 中学校	食堂	316
港南台ひの特別支援学校	ホール	250
日野中央高等特別支援学校	体育館	614

(注) 相武山小学校は使用できない。

(保土ヶ谷区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
星川小学校	体育館	501
仏向小学校	体育館	942
坂本小学校	体育館	501
保土ヶ谷小学校	体育館	958
川島小学校	体育館	562
今井小学校	体育館	603
藤塚小学校	体育館	558
帷子小学校	第一音楽室	97
峯小学校	体育館	633
岩崎小学校	体育館	663
富士見台小学校	体育館	720
桜台小学校	体育館	555
常盤台小学校	体育館	617
上星川小学校	体育館	384
初音が丘小学校	体育館	914
新井小学校	体育館	631
上菅田笹の丘小学校	体育館	603

瀬戸ヶ谷小学校	体育館	467
権太坂小学校	視聴覚室	84
岩崎中学校	体育館	1,017
保土ヶ谷中学校	体育館	866
宮田中学校	体育館	1,024
岩井原中学校	体育館	1,097
西谷中学校	体育館	1,054
上菅田中学校	体育館	749
新井中学校	体育館	743
橋中学校	体育館	817
桜丘高等学校	図書館小講堂	120
上菅田特別支援学校	体育館	896
ろう特別支援学校	体育館	885

(旭区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
二俣川小学校	体育館	574
中沢小学校	図工室	95
さちが丘小学校	体育館	588
万騎が原小学校	体育館	589
市沢小学校	体育館	805
白根小学校	体育館	594
上川井小学校	体育館	487
都岡小学校	体育館	599
今宿小学校	体育館	598
希望ヶ丘小学校	体育館	798
東希望が丘小学校	体育館	562
笹野台小学校	視聴覚室	101
本宿小学校	体育館	591
不動丸小学校	体育館	621
川井小学校	体育館	586
上白根小学校	体育館	590
南本宿小学校	体育館	598
左近山小学校	体育館	480
中尾小学校	体育館	724
善部小学校	体育館	653
若葉台小学校	体育館	591
四季の森小学校	体育館	587
鶴ヶ峯中学校	体育館	657
万騎が原中学校	体育館	1,139

希望が丘中学校	体育館	652
上白根中学校	体育館	657
左近山中学校	体育館	657
都岡中学校	体育館	778
旭中学校	体育館	884
南希望が丘中学校	図書室	169
今宿中学校	図書室	128
本宿中学校	体育館	733
若葉台中学校	Eホール	124
旭北中学校	体育館	1,048
左近山特別支援学校	多目的室	65

(注) 鶴ヶ峯小学校・今宿南小学校・若葉台特別支援学校は使用できない。

(磯子区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
磯子小学校	体育館	474
杉田小学校	体育館	558
根岸小学校	図書室	132
滝頭小学校	体育館	627
浜小学校	体育館	919
屏風浦小学校	体育館	582
梅林小学校	体育館	903
岡村小学校	体育館	792
洋光台第一小学校	体育館	602
洋光台第二小学校	体育館	480
洋光台第三小学校	体育館	792
洋光台第四小学校	体育館	558
さわの里小学校	体育館	607
森東小学校	体育館	581
山王台小学校	体育館	562
根岸中学校	体育館	967
浜中学校	体育館	1,011
汐見台中学校	体育館	867
岡村中学校	体育館	930
洋光台第一中学校	体育館	869
洋光台第二中学校	体育館	875
森中学校	体育館	777
横浜商業高等学校別科	多目的ホール	364

(注) 汐見台小学校は使用できない。

(金 沢 区)

施設 の 名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
金 沢 小 学 校	体 育 館	776
釜 利 谷 小 学 校	体 育 館	603
六 浦 小 学 校	体 育 館	563
富 岡 小 学 校	体 育 館	776
大 道 小 学 校	体 育 館	794
八 景 小 学 校	体 育 館	1,127
文 庫 小 学 校	体 育 館	657
瀬 ケ 崎 小 学 校	体 育 館	800
西 柴 小 学 校	体 育 館	666
朝 比 奈 小 学 校	体 育 館	593
高 舟 台 小 学 校	体 育 館	555
並 木 第 一 小 学 校	体 育 館	892
並 木 中 央 小 学 校	体 育 館	688
並 木 第 四 小 学 校	体 育 館	879
釜 利 谷 東 小 学 校	体 育 館	555
能 見 台 小 学 校	体 育 館	861
釜 利 谷 南 小 学 校	体 育 館	848
小 田 小 学 校	体 育 館	984
六 浦 南 小 学 校	体 育 館	913
能 見 台 南 小 学 校	体 育 館	919
金 沢 中 学 校	格 技 場	443
六 浦 中 学 校	体 育 館	1,077
大 道 中 学 校	体 育 館	1,311
西 柴 中 学 校	体 育 館	981
富 岡 中 学 校	体 育 館	824
富 岡 東 中 学 校	体 育 館	869
並 木 中 学 校	体 育 館	873
釜 利 谷 中 学 校	体 育 館	788
小 田 中 学 校	体 育 館	585
金 沢 高 等 学 校	食 堂	524

(注) 西 富 岡 小 学 校 ・ 義 務 教 育 学 校 西 金 沢 学 園 は 使 用 で き な い 。

(港 北 区)

施設 の 名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
日 吉 台 小 学 校	教 室	60
高 田 小 学 校	体 育 館	503
新 田 小 学 校	体 育 館	568
大 綱 小 学 校	体 育 館	589

太尾小学校	地域交流室	150
大曾根小学校	体育館	595
師岡小学校	体育館	631
城郷小学校	体育館	515
港北小学校	体育館	680
綱島小学校	多目的室	184
菊名小学校	体育館	831
篠原小学校	体育館	588
下田小学校	研修室	70
駒林小学校	体育館	598
日吉南小学校	体育館	582
新吉田小学校	図書室	136
新吉田第二小学校	体育館	555
綱島東小学校	体育館	586
矢上小学校	体育館	472
高田東小学校	会議室	42
新羽小学校	体育館	555
北綱島小学校	体育館	480
大豆戸小学校	体育館	555
小机小学校	体育館	778
城郷中学校	図書室	128
新田中学校	体育館	1,278
日吉台中学校	格技場	350
大綱中学校	格技場	272
篠原中学校	体育館	832
樽町中学校	体育館	653
日吉台西中学校	体育館	757
高田中学校	体育館	1,073

(注) 篠原西小学校・箕輪小学校・新羽中学校・北綱島特別支援学校は使用できない。

(緑区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
山下小学校	体育館	602
鴨居小学校	体育館	970
新治小学校	体育館	805
三保小学校	体育館	388
十日市場小学校	体育館	700
森の台小学校	体育館	840
長津田小学校	体育館	644

長津田第二小学校	体育館	491
東本郷小学校	体育館	586
上山小学校	体育館	555
緑小学校	教室	60
いぶき野小学校	体育館	967
中山小学校	体育館	776
山下みどり台小学校	体育館	918
田奈中学校	体育館	984
中山中学校	体育館	1,185
十日市場中学校	格技場	417
鴨居中中学校	格技場	255
義務教育学校霧が丘学園	小学部体育館	593

(注) 竹山小学校・東鴨居中中学校は使用できない。

(青葉区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
鉄小学校	体育館	648
谷本小学校	体育館	559
田奈小学校	体育館	632
つつじが丘小学校	体育館	678
榎が丘小学校	音楽室	90
山内小学校	体育館	631
美しが丘小学校	体育館	558
美しが丘東小学校	体育館	567
奈良小学校	体育館	680
青葉台小学校	体育館	611
みたけ台小学校	体育館	555
美しが丘西小学校	体育館	900
もえぎ野小学校	体育館	559
元石川小学校	体育館	559
藤が丘小学校	体育館	473
市ヶ尾小学校	多目的室	120
あざみ野第一小学校	体育館	559
あざみ野第二小学校	体育館	590
嶮山小学校	体育館	559
鴨志田第一小学校	体育館	559
東市ヶ尾小学校	図書室	120
鴨志田緑小学校	体育館	777
荏子田小学校	体育館	742
恩田小学校	体育館	809

さつきが丘小学校	体育館	1,109
荏田西小学校	体育館	784
桂小学校	体育館	672
奈良の丘小学校	図工室	80
黒須田小学校	体育館	720
すすき野中学校 (旧すすき野小学校)	体育館	480
山内中学校	総合部室	70
青葉台中学校	武道場	355
谷本中学校	体育館	806
みたけ台中学校	体育館	733
美しが丘中学校	体育館	743
奈良中学校	体育館	743
緑が丘中学校	体育館	747
あざみ野中学校	体育館	777
市ヶ尾中学校	格技場	300
もえぎ野中学校	体育館	761
鴨志田中学校	体育館	839
あかね台中学校	地域交流室	130

(注) 新石川小学校は使用できない。

(都筑区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
中川小学校	体育館	558
山田小学校	図書室	130
勝田小学校	体育館	586
すみれが丘小学校	体育館	491
茅ヶ崎小学校	体育館	878
中川西小学校	図書室	128
都田小学校	体育館	1,064
荏田小学校	図工室	98
川和小学校	体育館	984
折本小学校	ホール (2階)	72
都田西小学校	体育館	556
荏田東第一小学校	図書室	101
荏田南小学校	体育館	895
川和東小学校	体育館	672
茅ヶ崎台小学校	体育館	1,037
北山田小学校	体育館	672
つづきの丘小学校	体育館	720

南山田小学校	体育館	672
都筑小学校	体育館	980
東山田小学校	体育館	764
茅ヶ崎東小学校	体育館	1,151
牛久保小学校	体育館	720
中川中学校	武道場	250
茅ヶ崎中学校	格技場	395
中川西中学校	格技場	228
都田中学校	体育館	720
川和中学校	多目的ホール	367
荏田南中学校	体育館	602
東山田中学校	体育館	1,179
早渕中学校	体育館棟アリーナ	1,664

(戸塚区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
汲沢小学校	体育館	589
川上小学校	家庭科室	98
柏尾小学校	体育館	501
川上北小学校	体育館	589
大正小学校	体育館	559
小雀小学校	体育館	563
東戸塚小学校	体育館	779
境木小学校	体育館	488
矢部小学校	体育館	615
南戸塚小学校	体育館	558
平戸小学校	体育館	586
深谷小学校	体育館	491
横浜深谷台小学校	体育館	586
東汲沢小学校	研修室	66
名瀬小学校	体育館	591
平戸台小学校	体育館	555
鳥が丘小学校	体育館	555
南舞岡小学校	体育館	557
上矢部小学校	体育館	593
品濃小学校	体育館	874
秋葉小学校	体育館	811
東俣野小学校	体育館	788
舞岡小学校	体育館	710

倉田小学校	体育館	890
下郷小学校	体育館	664
大正中学校	格技場	352
戸塚中学校	体育館	1,294
豊田中学校	体育館	689
舞岡中学校	体育館	882
境木中学校	体育館	762
汲沢中学校	体育館	883
名瀬中学校	体育館	743
深谷中学校	体育館	733
秋葉中学校	体育館	809
平戸中学校	体育館	803
南戸塚中学校	体育館	868
戸塚高等学校	食堂	380

(注) 戸塚小学校・東品濃小学校・東俣野特別支援学校は使用できない。

(栄区)

施設の名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
豊田小学校	体育館	780
飯島小学校	体育館	586
本郷小学校	体育館	999
西本郷小学校	体育館	561
本郷台小学校	体育館	787
桂台小学校	体育館	626
上郷小学校	体育館	662
小菅ヶ谷小学校	体育館	586
公田小学校	体育館	555
庄戸小学校	体育館	569
小山台小学校	体育館	555
桜井小学校	体育館	591
本郷中学校	体育館	874
上郷中学校	体育館	657
桂台中学校	体育館	743
西本郷中学校	体育館	732
飯島中学校	体育館	767
小山台中学校	体育館	779
本郷特別支援学校	体育館	632

(注) 千秀小学校・笠間小学校は使用できない。

(泉区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
中和田小学校	体育館	600
中和田南小学校	体育館	590
上飯田小学校	体育館	562
飯田北いちょう小学校	体育館	564
岡津小学校	体育館	900
中田小学校	体育館	560
東中田小学校	体育館	668
新橋小学校	体育館	579
和泉小学校	体育館	598
下和泉小学校	体育館	586
葛野小学校	体育館	491
いずみ野小学校	体育館	555
伊勢山小学校	体育館	555
緑園東小学校	体育館	1,026
緑園西小学校	体育館	959
西が岡小学校	体育館	1,110
岡津中学校	体育館	1,448
中和田中学校	体育館	1,615
泉が丘中学校	体育館	817
中田中学校	体育館	805
上飯田中学校	体育館	743
いずみ野中学校	体育館	779
領家中学校	体育館	781

(瀬谷区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
原小学校	体育館	589
上瀬谷小学校	体育館	589
瀬谷小学校	体育館	574
相沢小学校	体育館	480
瀬谷第二小学校	体育館	480
二つ橋小学校	体育館	561
三ツ境小学校	体育館	1,051
南瀬谷小学校	体育館	1,052
大門小学校	図書室	130
瀬谷さくら小学校	体育館	582
阿久和小学校	体育館	592
瀬谷中学校	体育館	741
東野中学校	体育館	811

南瀬谷中学校	体育館	1,130
原中学校	武道場	387
下瀬谷中学校	体育館	779
二つ橋高等特別支援学校	会議室	75

(2) 設備の程度

照明	演壇	聴衆席	弁士席
有	机 1台 椅子 1脚	椅子 1人用 50脚	机 1台 椅子 5脚

2 施設の使用のために納付すべき費用の額

演説会開催の日時	納付すべき費用額
平日の昼間	9,090 円
平日の夜間	28,311 円
休日	29,838 円

備考 1 「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日（前記に掲げる日を除く。）をいう。

2 「昼間」とは午前8時30分から午後5時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午前8時30分までをいう。

3 演説会が11月1日から3月31日までの間に行われる場合においては、納付すべき費用額に燃料費として423円を加算する。

4 拡声機の設備がある場合において、その拡声機を使用して演説会を開催するときは、納付すべき費用額に拡声機の使用料として540円を加算する。

職 員 共 済 組 合

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 8 号

令 和 2 年 度 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 決 算

令 和 3 年 6 月 22 日 開 催 の 組 合 会 に お い て 議 決 を 経 た 令 和 2 年 度 決 算 を 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 定 款 (昭 和 37 年 12 月 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 1 号) 第 37 条 の 規 定 に よ り 、 公 告 す る 。

令 和 3 年 7 月 21 日

横 浜 市 職 員 共 済 組 合

理 事 長 平 原 敏 英

令 和 2 年 度 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 事 業 状 況 報 告 書

別 冊 の と お り